

## 国民健康保険税課税限度額改定の考え方

## 1 国民健康保険税課税限度額とは

国民健康保険税では、所得に応じた負担を原則としており、所得額に一定の税率を乗じて所得割額を算出しております。しかしながら、国民健康保険税は保険料の性格を持ち合わせているため、受益とかけ離れた負担は適当ではないと考えられることから、一定の上限が設けられております。この上限が、課税限度額となります。なお、課税限度額は地方税法で規定された法定限度額の範囲内で、各市町村が実情に応じて条例により定めることとされています。

## 2 法定限度額及び川越市課税限度額（令和4年度課税）

	法定限度額（改定内容※）	川越市限度額（現行）	差額
① 基礎課税分	65万円（2万円増）	63万円	▲2万円
② 後期高齢者支援金等課税分	20万円（1万円増）	19万円	▲1万円
③ 介護納付金課税分	17万円（改定なし）	17万円	なし
合計	102万円	99万円	▲3万円

※法定限度額は、令和4年3月31日公布の地方税法施行令の改正により改定。

## 3 法定限度額及び川越市課税限度額の推移

別紙「川越市国民健康保険税の税率等の推移」のとおり。

## 4 「埼玉県国民健康保険運営方針（第2期）」における位置づけ

令和2年度に策定され、令和3年度から運用されている「埼玉県国民健康保険運営方針（第2期）」では、課税限度額は準統一の目標年度である令和9年度には全ての市町村で賦課年度の法定限度額となることを目指すとしています。

## 5 県内市の課税限度額の状況（令和4年度課税）

課税限度額	該当市数	改定を予定している年分
102万円（法定限度額）	6市（15.0%）	—
99万円 川越市該当	33市（82.5%）	令和5年度分 33市
96万円	1市（2.5%）	未定 1市
合計	40市	令和4年5月 日現在 (令和4年4月川越市調査)

## 6 令和5年度 川越市国民健康保険税課税限度額の改定案

課税限度額は、法定限度額のとおり設定する。

- 国民健康保険の被保険者間の保険税負担の衡平性の確保、適正な課税及び国民健康保険財政の健全化を図るため（課税限度額を抑えることは、中低所得者層に負担を強いる結果となるため適当ではない）。
- 将来的な保険税水準の統一に向け、川越市国民健康保険加入者の急激な負担増を招くことがないように、課税限度額を法定限度額の水準としておくため。

## 7 法定限度額に引き上げた場合の影響額（増収見込額）

※被保険者数見込 69,774人  
(うち介護納付金該当者数見込 22,232人)

	基礎課税分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	合計
現行限度額	4,176,745千円	1,373,540千円	481,781千円	6,032,066千円
改正限度額	4,189,007千円	1,380,778千円	481,781千円	6,051,566千円
差額（効果）	12,262千円	7,238千円	変更なし	19,500千円

## 8 法定限度額に引き上げた場合の影響世帯数（限度額超過世帯数見込）

	基礎課税分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	一世帯当たりの影響額
現行限度額	698世帯(1.46%)	836世帯(1.75%)	319世帯(1.67%)	基礎課税分 17,567円
改正限度額	667世帯(1.40%)	765世帯(1.60%)	319世帯(1.67%)	後期高齢者支援金等分 8,658円
差	▲31世帯(▲0.06%)	▲71世帯(▲0.15%)	変更なし	

※国保加入総世帯数見込 47,804世帯（うち介護納付金該当世帯数見込 19,137世帯）

## 9 限度額超過となる世帯の所得金額（給与収入金額） ※モデルケース別

## ① 40歳以上単身世帯

	基礎課税分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	
現行限度額	8,665,375円	7,996,667円	8,365,000円	(所得金額)
	10,615,375円	9,946,667円	10,315,000円	(給与収入金額)
改正限度額	8,937,483円	8,413,334円	8,365,000円	(所得金額)
	10,887,483円	10,363,334円	10,315,000円	(給与収入金額)
差額	272,108円	416,667円	変更なし	

## ② 40歳以上の夫婦2人世帯

	基礎課税分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	
現行限度額	8,329,320円	7,646,667円	7,800,000円	(所得金額)
	10,279,320円	9,596,667円	9,750,000円	(給与収入金額)
改正限度額	8,601,429円	8,063,334円	7,800,000円	(所得金額)
	10,551,429円	10,013,334円	9,750,000円	(給与収入金額)
差額	272,109円	416,667円	変更なし	

## ③ 40歳以上の夫婦2人と子ども2人（中学生と小学生）の4人世帯

	基礎課税分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	
現行限度額	7,657,211円	6,946,667円	7,800,000円	(所得金額)
	9,607,211円	8,896,667円	9,750,000円	(給与収入金額)
改正限度額	7,929,320円	7,363,334円	7,800,000円	(所得金額)
	9,879,320円	9,313,334円	9,750,000円	(給与収入金額)
差額	272,109円	416,667円	変更なし	